

大和市まごころ地域福祉センター条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、まごころ地域福祉センターの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、大和市まごころ地域福祉センター条例を制定する趣旨を表したものである。

【解説】

まごころ地域福祉センターの設置、管理等について必要な事項を定めることとしている。

(設置)

第2条 在宅福祉事業の総合的な実施を図ることにより、地域福祉に対する理解と市民の参加を促進し、もって福祉の増進に寄与するため、まごころ地域福祉センター(以下「まごころセンター」という。)を設置する。

2 まごころセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市まごころ地域福祉センター
- (2) 位置 大和市柳橋二丁目11番地

【趣旨】

本条は、まごころセンターの設置目的等を規定している。

【解説】

〈第1項関係〉

まごころセンターの設置目的を定めている。ここでいう「市民」とは大和市自治基本条例第3条第1項第1号に定めるものをいう。

〈第2項関係〉

第1号で施設名、第2号で所在位置を定めている。

(事業)

第3条 まごころセンターは次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第7項に規定する通所介護事業
- (2) 法第115条の45第1項第1号ロ及びニ並びに第2号、第2項第1号から第3号まで並びに第3項第2号及び第3号の規定に関する事業

- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第2号、同法第20条の2の2及び同法第20条の7の2の規定に関する事業
- (4) 育児に係る情報提供及び相談、育児サークル支援等に関する事業
- (5) その他まごころセンターの目的達成のため市長が必要と認める事業

【趣旨】

本条は、まごころセンターで実施する事業について規定している。

【解説】

〈第1号関係〉

介護保険法第8条第7項の規定により、「通所介護」として、居宅要介護者について、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業。(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)

〈第2号関係〉

介護保険法第115条の45第1項第1号ロ及びニ並びに第2号、第2項第1号から第3号まで並びに第3項第2号及び第3号の規定により、「第一号通所事業」として、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行う事業(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)や、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための地域支援事業及び介護給付等に要する費用の適正化のための事業。

〈第3号関係〉

老人福祉法第10条の4第1項第2号及び同法第20条の2の2の規定により、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護又は第一号通所事業を利用することが著しく困難であると認められる者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンターに通わせ同項の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。又、老人福祉法第20条の7の2の規定により、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と

市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする事業。

〈第4号関係〉

乳幼児及びその保護者、その他子育てに関する支援を必要とする者に対し、子育てに関する相談や情報提供、子育てサロンの常設、子育てサークル等の育成支援等、子育て家庭が抱える孤立感、育児不安の軽減を図り、地域での育児にゆとりを持って楽しめる環境づくりを推進するための事業。

(指定管理者による管理)

第4条 まごころセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

【趣旨】

本条は、まごころセンターの管理形態について規定している。

【解説】

まごころセンターは、民間業者等の知識、能力、経験を活用することで、より質の高いサービスの安定した提供と、複合的な福祉施設の効率的な管理運営を行うことを目的として、平成18年度から指定管理制度を導入しており、第6条の規定に基づき、公募により地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体を指定管理者として選定している。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) まごころセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (3) まごころセンターの施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

【趣旨】

本条は、指定管理の業務内容を規定している。

【解説】

〈第1号関係〉

第3条各号で掲げる事業のこと。

〈第2号関係〉

第22条各号により、利用者が負担すべき利用料金の取扱い業務のこと。

〈第3号関係〉

まごころセンターの施設および設備について、適切な維持管理を図り、安全かつ経済的な利用が継続されることを目的とする。光熱水費や施設を適切に維持管理していく上で必要な経費、小規模修繕等は、指定管理料に含まれている。

(公募)

第6条 市長は、指定管理者にまごころセンターの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) まごころセンターの概要
- (2) 申込期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理者の候補者を選定するにあたり、公募する団体に施設の概要、業務の内容等を示すものを規定している。

【解説】

〈第1号関係〉

名称、所在地、施設の概要、開館時間、業務内容等を表す。

〈第2号関係〉

公募の募集期間で、公募する団体の準備に係る時間を考慮し、40日間以上を目途としている。公募にあたっては、広報誌、ホームページ等の方法で周知する。

〈第3号関係〉

第22条各号参照とする。

〈第4号関係〉

第13条参照とする。

〈第5号関係〉

第5条各号参照とする。

〈第6号関係〉

第8条各号参照とする。

(指定管理者の指定の申込み)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にまごころセンターの管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

【趣旨】

本条は、団体が指定管理者の公募に応募する際、提出しなければならない書類を規定している。

【解説】

応募団体が、指定管理を委任するに相応しい考え方や経営的能力、資金的能力を有しているかどうか提出された書類で確認する。提出する書類については、「大和市まごころ地域福祉センター条例施行規則」及び別に定める「大和市まごころ地域福祉センター指定管理に係る募集要領」で定めている。

(選定基準)

第8条 市長は前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 法第115条の47第1項に規定する者であること。
- (2) まごころセンターを利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (3) まごころセンターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (4) まごころセンターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) まごころセンターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (6) その他市長が別に定める基準

【趣旨】

本条は、指定管理者の候補の選定にあたり、基本的な基準を規定したものである。

【解説】

選定については、保健福祉部指定管理者評価委員会が行う。委員会は、別に定める「大和市まごころ地域福祉センター指定管理者の候補者選定審査要領」及び「指定管理審査に係る評価表」に基づき審査する。また、審査会は公開としている。

(選定の結果の通知)

第9条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、選定結果について、応募団体へ周知する規定である。

【解説】

応募したすべての団体に対し、合否の結果を文書で通知する。「速やかに」とは、概ね審査会から2週間以内を目途としている。本条による「選定」とは、指定管理者の候補としてであり、指定管理者として選定するのではない。

(再選定等)

第10条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第8条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
 - (2) 新たに判明した事実により、まごころセンターの管理を行うことが不相当であると認められたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第6条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

【趣旨】

本条は、被選定団体が、団体自らの申し出又は市が何らかの理由により指定管理者として適当でないと判断した場合、再選定を行うことを規定したものである。

【解説】

〈第1項第1号関係〉

被選定団体自らの判断によるもの。

〈同項第2号関係〉

第7条に規定する提出書類に虚偽があることが判明した場合、その他指定管理者として不相当と認められる事実が判明した場合等、市が不相当であると判断した場合である。

〈第2項関係〉

第1項に該当した団体の次回の応募を制限するもの。

(指定管理者の指定)

第11条 指定管理者の指定は、被選定団体について、地方自治法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

【趣旨】

本条は、指定管理者の指定について、議会の議決が必要となることを規定したものである。

【解説】

指定管理者の指定は、指定管理者の候補として選定した後、地方自治法第244条の2第6項の規定により、施設の名称、指定管理者となる者の名称・所在地、指定の期間等について議会に上程し、審議・議決を経なければならない。なお、議決後には被選定団体には文書で、指定管理者に指定した旨の通知をする。

(指定管理者の指定の告示)

第12条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者を指定した場合、告示により周知することを規定したものである。

【解説】

指定管理者の指定をしたときに告示する項目を定めている。

(指定期間)

第13条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

【趣旨】

本条は、指定管理者を指定して管理を行わせる期間を規定したものである。

【解説】

指定期間については、第6条第4号により公募の際に5年以内で定めている。また、当期の指定管理者が引き続き次期の指定管理者の指定を受けることを妨げるものではないことを定めている。

(協定の締結)

第14条 指定管理者は、市長とまごころセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (9) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理を委任するため、協定書を取り交わすこと、及び協定書に記載すべき事項を規定している。

【解説】

〈第1項関係〉

指定管理を委任するにあたり、文書で取り交わすことを定めている。

〈第2項関係〉

指定管理者と取り交わす協定書に記載すべき事項を定めている。

(事業報告書の作成及び提出等)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、まごころセンターに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) まごころセンターの管理業務の実施状況
- (2) まごころセンターの利用料金の収入の実績
- (3) まごころセンターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まごころセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理業務の内容を管理・指導するため、事業報告書の作成及び提出する時期などを規定している。

【解説】

普通地方公共団体の長は、地方自治法第244条の2第10項により、指定管理者に対し当該管理の業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができることとされており、事業報告書として作成すべき内容を定めたものである。地方自治法第244条の2第11項により、年度の途中において指定の取消し、又は業務の全部停止若しくは一部の停止を受けた場合でも同様である。

事業報告書は事業ごと（施設管理事業・老人デイサービス事業・地域包括支援センター事業・高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業・子育て支援センター事業）に作成する。

また、担当課への報告とは別に第三者に事業報告書の内容を評価してもらう意味合いから、保健福祉部指定管理者評価委員会へ報告することとしており、事業実績とともに担当課、保健福祉部指定管理者評価委員会の評価を市のホームページに公開する。

(指定の取消しの告示等)

第16条 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項の規定に該当した指定管理者は、第6条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

【趣旨】

本条は、指定を取り消した場合等、告示により周知することを規定している。

【解説】

〈第1項関係〉

指定を取り消した場合、告示する項目を定めたものである。

〈第2項関係〉

地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を受けた指定管理者に対し、次回の公募について応募を制限するもの。

(開館時間)

第17条 まごころセンターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

【趣旨】

本条は、まごころセンターの開館時間を規定している。

【解説】

まごころセンターの開館時間を定めるとともに、指定管理者が開館時間を変更する場合は、相当の理由が必要であり、一時的なものに限るとしたものである。なお、利用時間については大和市まごころ地域福祉センター条例施行規則第3条で別に定めている。

(休館日)

第18条 まごころセンターの休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

【趣旨】

本条は、まごころセンターの休館日を規定している。

【解説】

まごころセンターの休館日を定めるとともに、指定管理者が休館日を変更する場合は、相当の理由が必要であり、一時的なものに限るとしたものである。

(利用の制限)

第19条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、まごころセンターの利用をさせないことができる。

【趣旨】

本条は、まごころセンターの利用の制限について規定している。

【解説】

施設管理を安全に運営していく上で、明らかに支障があると認められた場合、その利用者に対し、利用を制限することができるとしている。「大和市まごころ地域福祉センター指定管理に係る募集要領」で施設等の適正な維持管理、事故防止などの対応として「リスクマネジメントマニュアル」を作成しており、その「リスクマネジメントマニュアル」に則り対応している。

(原状回復の義務)

第20条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

【趣旨】

本条は、指定期間又は利用期間が終了した際、期間中に施設等を改築、移動等をした場合への対応について規定したものである。

【解説】

利用期間が終了した際、第1項は指定管理者が、第2項は利用者が原状に戻さなければならないことを定めたもので、ここでいう「原状」とは、第1項は指定基準日、第2項は利用前の状態をいう。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、施設等に損害等を及ぼした場合の賠償責任について規定している。

【解説】

損害賠償を支払う場合は、故意又は過失に限っている。その原因について特定できない場合は、市との協議により賠償割合を確定する。

(利用料金)

第22条 第3条第1号及び第2号に規定する事業を利用する者は、利用料金として次に掲げる額を納付しなければならない。

- (1) 法第41条第4項第1号及び第115条の45第5項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 前号に規定するもののほか、利用に要する費用として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

【趣旨】

本条は、利用料金を徴収できる事業について、規定している。

【解説】

〈第1号関係〉

通所介護の居宅介護サービス、地域支援事業に係る費用のこと。

〈第2号関係〉

実施区域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用、通常の利用時間を超えてサービスを提供する費用、食費、おむつ代、おやつ代等が該当する。

(利用料金の收受)

第23条 前条の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入として收受されたものとする。

【趣旨】

本条は、第22条により徴収した利用料金の受入先を規定している。

【解説】

指定管理者は收受した利用料金について、指定管理者の収入として処理することを定めている。

(個人情報の取扱い等)

第24条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例(平成15年大和市条例第22号)の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びまごころセンターの業務に従事している者は、まごころセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

【趣旨】

本条は、個人情報の取扱い、保護について規定している。

【解説】

〈第1項関係〉

個人情報の情報管理について、指定管理者がなすべき必要な措置は、別に「リスクマネジメントマニュアル」で定めている。

〈第2項関係〉

指定期間であるか、現在業務に従事しているかを問わず職務において知り得た事項を漏えいすることを防止するものである。また、指定管理者だけでなく指定管理者から委託された第三者もこれに含まれる。

(情報公開)

第25条 指定管理者は、大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理業務に係る内容についての情報を公開することを規定している。

【解説】

指定管理業務の公開については、常に秘匿することなく積極的に公開し、市と市民が情報を共有することにより、透明で公正な市政運営を確立することを目的とする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

【解説】

本条例の施行の際に必要な規定として、「大和市まごころ地域福祉センター条例施行規則」を定めている。